

審査基準及び審査方法

大分県ケアプランデータ連携システム導入支援事業委託業務にかかる企画提案競技の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

1 審査基準

(1) 各審査委員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

	評価項目	評価の観点	評価				
			A	B	C	D	E
業務等	取組実績等	取組実績等が事業実施にあたり十分か	20	16	12	8	4
	実施体制等	事業を実現するための実施体制等が十分か	15	12	9	6	3
	事業全体の理解	事業の目的・背景・基本的な考え方が十分に理解されているか	10	8	6	4	2
企画・提案内容	アドバイザーの設置	アドバイザーは介護施設への支援を行うに足りる専門的な知識や経験を有しているか	10	8	6	4	2
	相談窓口の設置	取組内容が具体的に説明されており、運営方法は適切かつ効果的か	10	8	6	4	2
	普及啓発	取組内容が具体的に説明されており、運営方法は適切かつ効果的か	10	8	6	4	2
	関係機関との連携	関係機関との連携方法は適切か	10	8	6	4	2
	その他提案等	その他事業提案等が実現可能で有効なものか	5	4	3	2	1
経費	経費	見積経費は事業内容に対して適切か	10	8	6	4	2

2 審査方法

(1) 企画提案点

採点は、審査委員が提案書を審査し、別添審査票により行う。

ア 評価基準単位の採点

採点については、A、B、C、D、Eの5段階評価とする。

- (目安)
- A 大変優れている
 - B 優れている
 - C 普通
 - D 劣っている
 - E 非常に劣っている

イ 企画提案点

各審査委員の企画提案点を集計の上、審査委員の合計点を算出し、その得点を当該提案者の企画提案点とする。

3 その他

- (1) 上記1及び2に記載した以外のことについては、審査委員が協議の上、決定する。
- (2) 契約に当たっては、応募要項及び仕様書の要件を満たす者と契約する。
- (3) その他、審査評価等の取扱いについて必要な事項は、別途定める。